# 自分らしく暮らすために…

援センターをはじめ、今回の制度改正で変更になった内容についてお知らせします。 担能力にきめ細かく対応できるように、保険料の所得段階が変更になっています。 防サービスに重点をおいた制度の見直しが行われました。また、所得が低い人の負 ここでは、 高齢者ができる限り介護を必要としない生活を送ることができるように、 高齢者一人ひとりの生活を支えていくために新しくできる地域包括支 介護予

や支援が必要である」と認定されな ービスを利用する制度です。 介護保険は、四十歳以上の人が加 介護サービスを利用するために 次のような手続きにより「介護 (被保険者)になって保険料を 介護が必要になったときにサ

### ければなりません。 に意見書を作成 2 してもらいます。 を行います。 して、心身の状況などについて調査 また、主治医 市区町村の担当職員が自宅を訪問 が問調査と意見書

## ③ 審査と判定

① 要介護認定の申請

本人または

【サービス利用までの流れ】

専門家による介護保険審査会で、ど 護状態区分が判定されます。 のくらいの介護が必要かを示す要介 ②をもとに、保健や医療、 福祉の

## ④ 認定結果の通知

申請から三十日以内に、 結果が書

原則として費用の一割です。

の申請をします。

の担当窓口に いる市区町村 家族が住んで

要介護認定」

が届きます。 かれた認定通知結果書と被保険者証

## ⑤ ケアプランの作成

防計画を作成します。 す。その他の人は、保健師などが予 るサービスの種類や回数を決め、 を作ります。在宅または施設で受け 業者や施設と利用の契約を行いま は、介護サービス計画(ケアプラン) 要介護一から五と認定された人 事

対象

日常生活で介助を必要と

#### ビスを利用します。利用者負担は 示して、ケアプランに基づいたサー サービス事業者に被保険者証を提 【要介護認定区分とサ -ビス】

⑥ サービスを利用

介護給付 する度合いが高い人 介護保険の介護 サービス 介護保険の対象ですが、 予防給付 状態が軽く、 介護保険の介護 が改善する可能性が高い人 予防サービス

介護保険の対象ではないが、 生活機能が低下している人や 将来的に介護が必要になる可 地域支援事業 町が行う介護予 防事業 能性が高い人

#### 4月から

要介護5 要介護4 要介護3 要介護2 要介護1

## 要介護認定区分 フつの区分に

りました。 要介護認定区分が七区分に変更にな 介護を必要としない生活を送るた 予防のためのサービスが増え、

要介護 4 要介護 3 要介護2 非該当

これまで

非該当 ※これまでの要介護1が要介護1と要支援2に分かれ、予防給付サービスが充実しました。